

専門部設置についての内規

1 条 件

イ 東北又は日本中学校体育連盟に専門部があること。

ロ 原則として、2地区以上の単位中学校体育連盟に専門部があること。

※イ、ロいずれかに該当していること。

※ただし、同一単位中学校体育連盟において、2校以上の学校で部を設置している場合は、準専門部とする。

2 申請手続

活動状況書を添付の上、当該中学校体育連盟会長（場合によっては連署）が申請する。

3 審査決定

県中学校体育連盟の理事会にはかり、評議員会で決定する。